

受 理 番 号	陳情第 8 号	受 理 年 月 日	平成 2 8 年 5 月 2 0 日
件 名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、 2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	政元 章伸		
要 旨			
<p>日本は、O E C D 諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領の改訂により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。</p> <p>しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 1 0 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>また、離島・山間部の多い鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。</p> <p>子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2 0 1 7 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出されるよう陳情する。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割 			

合を2分の1に復元すること。

- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講じること。